

日本寄生虫学会北日本支部規約

昭和 63 年 10 月改正

平成 2 年 9 月改正

平成 4 年 10 月改正

平成 21 年 10 月 3 日改正

平成 26 年 10 月 18 日改正

- 第 1 条 本会は日本寄生虫学会北日本支部と称する。
- 第 2 条 本会は次の事業を行う。
1. 支部大会の開催
 2. その他
- 第 3 条 本会の会員は原則として東北各県（新潟県を除く）、および北海道に在住し、日本寄生虫学会の会員である者とする。
- 第 4 条 本会に次の役員をおく。
1. 支部長（1名）：本会を代表し、支部選出の理事が兼任する。
 2. 評議員（若干名）：本会の重要事項を審議する。
 3. 大会長（1名）：大会を主催する。
 4. 会計監事（2名）：経理を監査する。
 5. 庶務委員（1名）：一般事務に従事する。
- 第 5 条 支部長、会計監事および庶務委員の任期は 3 年、大会長の任期は 1 年とする。但し、支部長、会計監事、庶務委員の再任は 2 期までとする。庶務委員は支部長の委嘱による。
- 第 6 条 会計年度は 1 月 1 日から 12 月 31 日までとする。

附 則

1. 本会の事務局の設置については、支部選出理事の協議によって定める。
2. 運営費および年会費の設定については、別に定める。
3. 北日本支部の評議員は、日本寄生虫学会の評議員である者とする。
4. 北日本支部大会の開催方法については、別に定める。
5. 本規約は平成 26 年 10 月 18 日より実施する。